

# パートナーズ 会報誌

vol.

36

2024.1

新年あけましておめでとうございます  
本年もよろしくお願ひ申し上げます

今後も増える？

副業がある人は300万人を突破

電子帳簿保存について

現場担当者へ理解を促そう

税務情報

- ・買手が行うインボイスの修正
- ・社長のための財務固定比率と固定長期適合率



# 新年あけまして おめでとうございます

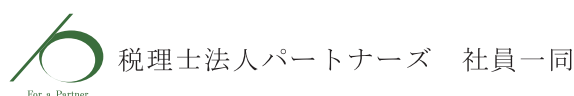
謹んで新年のお慶びを申し上げます。旧年中は格別のご厚情を賜り、心より厚く御礼申し上げます。

さて、昨今の税理士事務所の業務としまして「適格請求書発行事業者」いわゆる「インボイス制度」があります。令和5年10月1日から始まった当制度ですが、一般的には「仕入税額控除」の扱いが変わるものですが、各企業者の経理の方々にとってはとても複雑で煩雑な業務となっております。領収書1枚取りましても、インボイス登録番号の有無の確認、軽減税率による税率の分別など現場作業への負担は大きいと思います。当事務所としまして、顧問先様、また関係各社様への丁寧な説明を心掛け、少しでも業務負担を和らげるお手伝いができればと考えております。

さらに、2024年1月1日より改正された電子帳簿保存法が施行され、いままで一定の要件下で、出力した書面での保存が認められていましたが、これからは完全義務化となります。会社間や取引先との間で、電子メールによる書類のやり取りが多くあると思います。それらの添付された書類、特に見積書と請求書、納品書は書面での保存ではなく、電子データのまま保存が義務となります。経理業務を取り巻く環境が大きく変わるなかで、経理の効率化・財務管理の見える化を図り、課題の早期発見と企業の成長に繋げていくためにも、インボイス制度と同様にお手伝いができればと思います。

また、長く続いたコロナ禍ですが令和5年5月8日から「5類感染症」になり、経済活動もコロナ禍前のように動き出し始めました。経済活動が滞り、経営状況が悪くなった業界、業種も多数あったかと思えます。その為、業績の回復、向上のための財務面、資金繰りについても最大限、ご支援していく所存です。

最後になりますが、新年を迎えるにあたり、皆様にとって今年一年が幸せな年になりますよう、ご祈念申し上げ新年のご挨拶とさせていただきます。



【岡山事務所】  
代表社員 税理士

川本 洋



【広島事務所】  
代表社員 税理士  
公認会計士

中谷 有希



【福山事務所】  
代表社員 税理士

津田 真一



【山陰事務所】  
代表社員 税理士

川原 康寛



【高松事務所】  
代表社員 税理士

長山 泰久



【松山事務所】  
代表社員 税理士

柳井 崇延



【徳島事務所】  
代表社員 税理士

近藤 秀典



【高知事務所】  
代表社員 税理士

明神 美来



【沖縄事務所】  
代表社員 税理士  
公認会計士

登川 賢二

## 年賀状による年頭のご挨拶について

この度弊社では近年の虚札廃止の流れや自然環境意識の高まりなどを鑑み、年賀状を控えさせていただきます。本誌パートナーズ会報誌にて年頭のご挨拶とさせていただきます。

誠に勝手ではございますが何卒ご理解をいただき今後とも変わらぬご厚情を賜りますよう何卒よろしくお願い申し上げます。

## データ情報

今後も増える？

# 副業がある人は300万人を突破

国の進める働き方改革により、副業が可能な環境が整ってきています。ここでは2023年7月に発表された調査結果から、都道府県別の副業に関するデータをご紹介します。

## 増加する副業がある人

上記調査結果から、都道府県別に副業がある人の数などをまとめると下表のとおりです。2022年10月時点の全国で副業がある人は304.9万人となり、2017年から59.8万人の増加です。都道府県別では、東京都が52.4万人で最も多くなりました。次いで、神奈川県や大阪府、愛知県、埼玉県などで、副業がある人の数が多くなりました。最も少ないのは鳥取県と徳島県の1.4万人でした。

## 副業者比率は4.8%に

全国の副業者比率（副業がある人の割合）は4.8%で、2017年から0.9ポイントの増加です。都道府県別では、京都府が7.5%で最も高く、東京都が6.5%で続いています。最も低いのは宮崎県の3.3%でした。人材不足対策として、副業人材を活用する企業があります。業務内容などにもよりますが、人材不足の企業では検討の余地があるかもしれません。

都道府県別の副業がある人と副業者比率（万人、%）

	副業がある人	副業者比率		副業がある人	副業者比率		副業がある人	副業者比率
全国	304.9	4.8	富山県	2.3	4.4	島根県	1.7	5.3
北海道	10.5	4.2	石川県	2.6	4.5	岡山県	4.4	4.8
青森県	2.0	3.7	福井県	1.9	4.8	広島県	6.3	4.5
岩手県	2.6	4.7	山梨県	2.0	4.8	山口県	2.8	4.4
宮城県	4.5	4.0	長野県	5.4	5.3	徳島県	1.4	4.4
秋田県	1.8	4.1	岐阜県	4.2	4.2	香川県	1.8	4.0
山形県	2.2	4.5	静岡県	6.7	3.6	愛媛県	2.6	4.3
福島県	3.6	4.1	愛知県	19.0	4.8	高知県	1.6	5.2
茨城県	5.7	4.1	三重県	3.6	4.1	福岡県	10.2	4.0
栃木県	4.1	4.3	滋賀県	3.3	4.6	佐賀県	1.8	4.8
群馬県	4.0	4.2	京都府	9.7	7.5	長崎県	2.5	4.3
埼玉県	17.2	4.5	大阪府	21.5	4.8	熊本県	3.5	4.4
千葉県	13.6	4.3	兵庫県	12.5	4.8	大分県	1.8	3.5
東京都	52.4	6.5	奈良県	3.0	4.9	宮崎県	1.6	3.3
神奈川県	25.3	5.1	和歌山県	2.3	5.6	鹿児島県	3.1	4.2
新潟県	4.5	4.3	鳥取県	1.4	5.5	沖縄県	3.0	4.3

総務省「令和4年就業構造基本調査」結果の概要より作成

※総務省「令和4年就業構造基本調査」

全国の約54万世帯（15歳以上の世帯員約108万人）を対象に、2022年（令和4年）10月1日現在で行われた調査です。副業とは主な仕事以外に就いている仕事をいい、ここでの副業がある人は非農林業従事者のうち副業がある人です。詳細は次のURLのページから確認いただけます。

<https://www.stat.go.jp/data/shugyou/2022/index2.html>

## 改正電子帳簿保存法

### 電子帳簿保存について

# 現場担当者へ理解を促そう

改正電子帳簿保存法の有効期間が12月末で終了します。社内の各担当者が適切に対応できるように、最低限身につけてもらいたい知識と周知のポイントをまとめました。

### 電子帳簿保存制度を理解してもらう

#### 電子帳簿保存制度の3つの区分

電子帳簿保存制度とは、税法上保存等が必要な「帳簿」や「領収書・請求書・決算書などの国税関係書類」を電子データで保存することに関する制度です。①電子帳簿等保存 ②スキャナ保存 ③電子取引データの保存の3つに区分されています

## 1 電子帳簿等保存 会計ソフトでつくった元帳・仕訳帳など

電子帳簿等保法は、自社で一貫して電子で作成している帳簿等について、印刷して紙で保存することなく電子データのまま保存する制度です。

これまでは、税務署の事前承認を受けなければ、原則としてデータのみ保存は認められず、紙に印刷して保存しておく必要がありました。2021年度の改正でこの事前承認が廃止され、要件が大きく緩和されました。

## 2 スキャナ保存 紙で受け取った領収書・請求書など

スキャナ保存は、自社が発行、あるいは取引相手から受け取った紙の書類等を画像データ化して保存することにより、紙の保存を不要とする制度です。

こちらも2021年度の改正でスキャン作業の要件が緩和され、税務署の事前承認も不要になったので、大きく要件が緩和されました。そのため、多くの企業がスキャナ保存に関心を寄せています。

## 3 電子取引データの保存 メールで届いた請求書・ECサイト購買など

これらの要件緩和とは対照的に義務化されたのが、電子取引データの保存です。メールや専用システムでやり取りした請求書等、ECサイトで購入した物の領収書等について、これまでは印刷して紙でのみ保存し、電子データを破棄しても構わなかったものが、2021年度の税制改正により、電子データの保存が義務化され、いよいよ2年間の有効期間が、昨年12月31日に終了しました。これは、紙に印刷してはいけないということではなく電子データで受け取ったものを紙に印刷して保存しても、電子データを破棄はできないということです。紙と電子データの両方で保存することは問題ありません。

### 自社における帳簿書類を明確にする

この3つの制度は、それぞれ対象としている書類が異なることを理解するのがポイントです。これまで厳密に何が帳簿で何が書類なのかをあまり意識してこなかったと思われませんが、社内周知を進める前に、自社においてどのような帳簿書類があり、どの分類に該当するかを明確にしておきましょう（次ページ図参照）。

## 2024年1月以降に求められる対応

ここからは、義務化される「電子取引データの保存」への対応を中心に解説します。電子取引データの保存に当たっては、「改ざん防止措置」と「検索機能の確保」の2つの要件が必要です。

### 改ざん防止措置

保存している電子データについて、改ざんがされない保存措置を求めるものです。タイムスタンプを付与するなどの対応が考えられますが、すべての電子取引データに漏れなくタイムスタンプを付与するのは、運用面とコスト面において実務上難しいでしょう。

国税庁もその点は厳しく求めるわけではなく、まずは「正当な理由がない訂正や削除の防止に関

する事務処理規程を定め、当該規程に沿った運用を行なう」という対応で、「改ざん防止措置」の要件を満たすとしています。この事務処理規程の例示は、国税庁のHPに掲載されており、自社に合わせて改定し社内で周知をすれば実務的な対応はクリアできるので、この事務処理規程を定めることから始めましょう。

### 検索機能の確保

保存している電子データを検索・表示することができるように求めるものが「検索機能の確保」です。こちらは最低限「取引年月日・取引金額・取引先」の3つで検索できることが求められます。中小企業としては、会計ソフトを併用して管理するのが現実的な対応でしょう。電子データを保存しているフォルダ内に「¥202308」というような年月で区分したフォルダを作成し、その中に保存する電子データのファイル名に「取引先名」をつけておけば、会計ソフトの検索機能と合わせて最低限の要件を満たせます。

### 新たな緩和措置・猶予措置の正しい理解

2024年1月より、新たな緩和措置・納予措置が設けられています。それにより、前々事業年度の売上高が5000万円以下の事業者または紙で日付等ごとに整理して保存しており、税務職員から求められた場合に電子データを渡すことができるのであれば、先の2つの要件のうち「検索機能の確保」は不要となります。

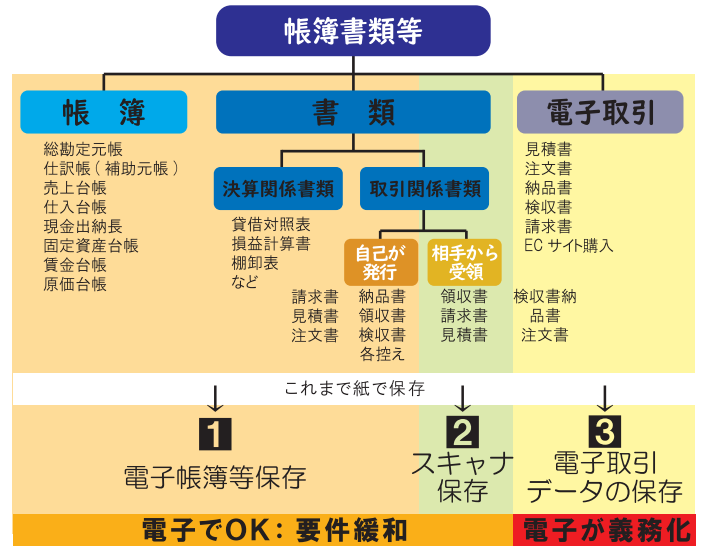
さらに、相当の理由によりシステム対応が間に合わなかったと税務署長が認める事業者等は、紙で日付等ごとに整理して保存しており、税務職員から求められた場合に電子データを渡すことができるのであれば、「改ざん防止措置」と「検索機能の確保」の両方が不要になります。

この点、「システム対応が間に合わなかったと言えば紙での保存でよいのか」という安易な捉え方をする事業者もいるかもしれませんが、税務職員に求められれば、電子データを渡す必要はどの事業者にもあるので、電子データの保存は必要です。

要件が緩和されたのは、電子データ保存における「改ざん防止措置」と「検索機能の確保」に関してのものです。

その点をあらためて各担当者に理解してもらい、保有する電子データを保存するようにルール化しましょう。

### そもそも帳簿種類とはなにか？



参照：企業実務 9月号

# 買手が行うインボイスの修正

インボイスに誤りがあった場合には、原則、売手は修正後のインボイスを交付しなければならず、買手は受領したインボイスの修正や追記は認められていないこととされています。ただし、受領したインボイスに修正や追記を行っても認められる場合があります。

インボイス発行事業者であるA社からインボイスとなるべき請求書を受領したのですが、そこには軽減税率対象品目である旨の記載がないため、インボイスの要件を満たしていません。再交付を受けることなくインボイスの要件を満たす方法はありませんか？

## 記載事項に誤りがある場合

インボイスの記載事項に誤りがある場合で、買手が仕入税額控除の適用を受けたいとき、買手は基本的に次のいずれかの対応をとります。ご相談者様は①以外の方法が希望のため、②の方法によります。

- ① 売手であるインボイス発行事業者に対して修正したインボイスの交付を求める
- ② 買手がインボイスの記載事項の誤りを修正した仕入明細書等を作成し、売手の確認を受ける

## 再交付以外の方法

②の対応として下記例があります。これは買手がインボイスを修正して、売手に確認を受ける方法です。この方法により、その書類はインボイスと同時に修正事項を明示した仕入明細書等にも該当します。この書類を保存することで、仕入税額控除が適用できます。

### [インボイスを修正し、インボイス及び仕入明細書等とする例]

請求書	
(株)B社 御中	(株)A社 T9876543210987
10/1 オレンジジュース	108,000円
10/2 キッチンペーパー	110,000円
10% 税抜 100,000円	税10,000円
8% 税抜 100,000円	税8,000円

「軽減税率対象品目である旨」の記載がない

請求書	
(株)B社 御中	(株)A社 T9876543210987
10/1 オレンジジュース ※	108,000円
10/2 キッチンペーパー	110,000円
10% 税抜 100,000円	税10,000円
8% 税抜 100,000円	税8,000円
※は軽減税率対象 訂正事項につき11月1日先方確認済み	

「軽減税率対象品目である旨」を買手自ら補完しつつ、補完した旨を売手である(株)A社へ確認を受けることで、インボイス及び修正事項を明示した仕入明細書等となる

# 社長のための財務 固定比率と固定長期適合率

ここでは、会社の長期的な支払い能力を示す指標である、固定比率と固定長期適合率についてみていきます。

## 固定比率と固定長期適合率

固定比率とは、固定資産のうちどの程度が返済不要の純資産でまかなわれているかを示す指標です。「固定資産 ÷ 純資産 × 100」で算出でき、100%以下が望ましいといえます。

固定資産は本来、純資産でまかなうべきものです。しかし、日本の中小企業は間接金融への依存度が高いため、純資産と長期借入金（固定負債）の総額でバランスを見る方が現実的といえます。これを「固定長期適合率」といいます。

固定長期適合率は、「固定資産 ÷ (純資産 + 固定負債) × 100」で算出できます。100%以下であるべきですが、一般的に70%以下が望ましいといわれています。

## 固定資産・純資産・固定負債

固定資産は、長期にわたって使用・保有できる資産をいい、有形固定資産と無形固定資産、投資その他の資産があります。有形固定資産は、土地や建物、車両のように具体的な形態を持つものです。無形固定資産は、電話加入権や特許権のように具体的な形態を持たないもので、営業権、借地権、ソフトウェアなども該当します。投資その他の資産は、長期にわたって所有する有価証券や出資金、長期貸付金等が該当します。

純資産は、会社設立時や増資の際に株主から集めた資本金と会社の利益の積み上げをいいます。純資産は返済不要のものからなるため、「自己資本」とも呼ばれます。固定負債は、1年を超えて支払いの義務が発生する負債をいい、長期借入金や社債などが該当します。

## 産業別の固定比率等は

中小企業庁が2023年7月に発表した資料から、産業別に中小企業（法人企業）の2021年度の固定比率と固定長期適合率を算出してまとめると、右表のとおりです。貴社の固定比率等と比べてみてはいかがでしょうか。

産業別の固定比率・固定長期適合率 (%)

	固定比率	固定長期適合率
法人企業合計	113.8	63.8
建設業	75.5	48.2
製造業	94.0	58.3
情報通信業	56.4	42.5
運輸業、郵便業	164.0	73.4
卸売業	80.0	53.3
小売業	117.9	63.5
不動産業、物品賃貸業	177.7	77.5
学術研究、専門・技術サービス業	104.1	74.8
宿泊業、飲食サービス業	463.0	83.7
生活関連サービス業、娯楽業	169.0	77.1
他に分類されないサービス業	153.3	71.3

中小企業庁「令和4年中小企業実態基本調査」より作成

※中小企業庁「令和4年中小企業実態基本調査」

全国の中小企業の中から選出した約11万社を対象とした調査です。ここでの固定資産は有形固定資産＋無形固定資産＋投資その他の資産、固定負債は社債＋長期借入金（金融機関）＋長期借入金（金融機関以外）＋その他の固定負債、純資産は資本金＋資本剰余金＋利益剰余金＋自己株式となっています。詳細は次のURLのページから確認いただけます。

<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00553010&tstat=000001019842>

法人関連の税務情報をお送りします

# パートナーズ会員

税理士法人パートナーズでは、法人向けの会員を募っています。ご入会の方へパートナーズから会報誌や税制改正などの情報をご提供。また電話無料相談にも応じます。**年会費・入会費は無料**。普段なかなか聞くことができない税務関連情報はもちろん、知って得する情報をご提供します。



## 特典①

### 会報誌の発行

法人向けの税務情報をお送りします。税理士事務所だからこそお伝えができる情報や意外と知られていない情報を会報誌で年3、4回お送りします。

## 特典②

### 無料相談

一般的な税務のご相談を承ります。税務関連はもちろん、事務改善やコスト削減、売上アップや経営計画書の作成など、幅広くお応えします。

## 特典③

### 税制改正・判例事例の提供

たびたび変わる税法を改正のたびにご案内します。また、過去の判例事例など、専門的な情報もお伝えします。

■特典は事前の連絡なく変更することがありますので予めご了承ください■

パートナーズのホームページからもお申込みいただけます

<https://zei-partners.com/member.html>

パートナーズ会員募集

検索

## 税理士法人パートナーズ

For a Partner

岡山事務所 〒700-0973 岡山県岡山市北区下中野1222-9 TEL 086-246-4446  
広島事務所 〒730-8510 広島県広島市中区基町5-44 広島商工会議所ビルディング7F TEL 082-962-8885  
福山事務所 〒721-0941 広島県福山市引野町北二丁目31番8-1 TEL 084-999-0550  
山陰事務所 〒683-0001 鳥取県米子市皆生温泉2-7-14 TEL 0859-21-5169  
高松事務所 〒760-0007 香川県高松市中央町1-5 MBSビル5F TEL 070-3794-3111  
松山事務所 〒790-0915 愛媛県松山市松末1-5-12 松末テナントビル3F TEL 089-948-9441  
徳島事務所 〒770-0851 徳島県徳島市徳島町城内6-87 尾野ビル2階 TEL 088-655-6554  
高知事務所 〒780-0061 高知県高知市栄田町三丁目6番3号Four\*seasons 2A TEL 088-856-7360  
沖縄事務所 〒904-2153 沖縄県沖縄市美里3-10-17-2F TEL 090-5084-9122